

令和6年9月30日

丹波市議会議長 垣内 廣明 様

民生産建常任委員会
委員長 大西 ひろ美

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会において行った所管事務調査の結果について、別紙のとおり、丹波市議会
会議規則第109条の規定により報告します。

1 調査事項

聴覚障がい者に対する防災情報に関する事項

2 調査の目的

市民との意見交換会で出された聴覚障がい者からの「防災情報について、戸別受信機と文字表示盤の両方貸与ができないものか」、「各自治会など地域の詳細な情報が入ってこない」、「福祉避難所についての丁寧な周知をして欲しい」、「聴覚障がい者にとっては、避難所も安心できないのではないかと不安である」等の意見について、現状や課題を把握するため、民生産建常任委員会で調査すべき所管事務調査とした。

3 調査の経過

(1) 本件の経過

○令和6年6月26日

第135回定例会本会議において「聴覚障がい者に対する防災情報に関する事項」を閉会中の継続審査（調査）事項として議決を得た。

○令和6年7月26日

聴覚障がい者に対する防災情報について、当局に聞き取り調査、委員間協議

○令和6年8月9日

調査報告書の内容について委員間協議

○令和6年9月13日

調査報告書最終確認

(2) 市当局からの聞き取り内容

ア 聴覚障がい者への防災行政無線受信機の貸与状況

戸別受信機からの防災情報等の音声情報を、世帯員全員が聞き取ることができない世帯（以下「難聴障がい者世帯」という。）には、「緊急地震速報」や「国民保護情報（ミサイル発射事案、気象特別警報等）」の緊急情報を文字で表示する文字表示版を設置している。現在、難聴障がい者世帯の4世帯に無償貸与している。防災情報や緊急情報は、防災行政無線のみでは確実に情報収集することが困難であるため、防災情報はさまざまな媒体で多重化・多様化し、提供されている。難聴障がい者世帯は、文字表示盤以外にテレビ、メール、インターネット、スマートフォンアプリ等から防災情報を収集されている。なお、文字表示盤については、同報無線（デジタル60MHz帯）の電波が届く場所であることが条件となるため、各世帯の電波受信状況が良好である必要がある。また、緊急情報を確知するためには、緊急事案が発生した際に表示される画面をその時に確認することが求められる。

イ 文字表示盤の貸出条件及び仕様

基本方針については、聴覚障がい者の主たる緊急情報の情報源は携帯メールであることから、本人所有の携帯電話等への防災メール配信を基本とし、さらにそれを補完するための手段として文字表示盤を無償貸与している。

貸出条件については、難聴障がい者世帯 1 世帯当たり 1 台の文字表示盤を無償貸与している。なお、難聴障がい者世帯に対して文字表示盤の複数貸与や音声が流れる戸別受信機と文字表示盤の両方の貸与は行わない。（1 世帯に対し、戸別受信機又は文字表示盤のいずれかを貸与する。）

- ・回線種別：同報系無線回線（デジタル 60MHz 帯）
- ・機能：緊急情報を文字情報として表示。文字情報は 20 件まで保存可。1 件 300 文字まで表示され、持ち運びが可能。
- ・設置に必要な環境：デジタル同報系無線の電波を良好に受信できる地点
- ・表示される内容：国民保護情報（ミサイル）、緊急地震速報のみ表示される。火災指令、地域コミュニティ放送（市の行政放送、自治会等の放送）は表示されない。

ウ 災害時における聴覚障がい者への対応について

聴覚障がい者は、地震速報などの緊急情報発令時に文字表示盤の前にはいないと情報が即時に確知できないので、携帯電話の防災メールや防災アプリなど、情報収集手段を複数備える。丹波市では、緊急情報以外の防災情報（避難所の開設情報、大雨等の注意喚起情報）については、文字表示盤での表示はしていないが、画面が見やすいホームページ、防災メール、SNS での配信・発信を防災無線放送とほぼ同時にしている。

聴覚障がい者は発声が困難なため、緊急の助けを呼ぶのが困難であるが、自治会や民生委員・児童委員等、地域が関わり、災害時の個別避難計画を作成することで、安否確認や円滑な避難支援が実行できる。地域の支援者のみで災害時の個別避難計画の作成が困難な場合は、市も関わり、さらに実効性の高い個別避難計画を作成する。

4 調査の結果

本件は、令和 6 年 6 月から 9 月において、聴覚障がい者に対する防災情報に関する事項として、所管事務調査を行った。

市民との意見交換会で出された聴覚障がい者の主な意見として、戸別受信機と文字表示盤の両方貸与の希望、また各自治会など地域の詳細な情報や福祉避難所についての情報が得られず不安であるとの意見があった。

市当局の聞き取り調査において、文字表示盤については、国民保護情報（ミサイル）と緊急地震速報のみ表示しているということで、情報が限られており、また文字表示盤の近くにいるときのみ有効である。自治会等の地域情報については知ることが出来ない状況である。

福祉避難所の周知については、防災マップを確認すれば分かることではあるが、福祉避難所を希望される市民には、丁寧な周知が必要である。

以上の点から以下を提言する。

(1) 情報発信の見える化と周知徹底をすること

聴覚障がい者の緊急時の主たる情報源は携帯メールであることから、本人所有の携帯電話等への防災メール配信を基本としている。

丹波市から発信する文字情報は、防災メール（ひょうご防災ネット）、市ホームページ等多様なツールで行っているが、それらを一覧で見える化しその上で周知徹底が必要である。そして聴覚障がい者や家族が自ら情報をとっていただくために、能動的な行動も求められる。

意見に出された文字表示盤については、国民保護情報（ミサイル）と緊急地震速報のみ表示され、情報が限られている。この実状を聴覚障がい者に対して周知し、理解を得る必要がある。

(2) 聴覚障がい者へのプッシュ型防災情報アプリの導入を検討すること

現在、便利なツールとして防災行政無線との連携アプリが開発され、利用する自治体も出てきている。これは、市全体の情報だけでなく一番身近な自治会等の情報も受け取ることができる。このような情報が丁寧に発信できているのか再確認し、更に充実させる必要がある。

今後において日々進化する情報を集めながら、先進事例等を研究・検討し、導入を考えられたい。

(3) 避難所開設の際には、福祉対応が可能であることを周知すること

災害時において、避難所は誰にとっても安心な場所である必要がある。市としてはコミュニケーションボードや筆談の対応、中長期においては手話通訳者の配置の対応を考えられてはいるが、それが聴覚障がい者に認識されていない状況が伺える。福祉対応が可能なのは、平時から周知する必要がある。そして、避難所開設の放送時にも、住民センターは福祉対応が可能であることを周知することにより、一般的にも認識され聴覚障がい者への安心につながる。また、関係団体や自治会、民生委員・児童委員等と連携し、情報の見える化と周知徹底が必要である。

加えて、手話通訳者等を効率よく配置できるよう、今後においても努力されたい。